

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱

農林水産事務次官依命通知
平成28年1月20日付け27林整計第236号

最終改正：令和2年1月30日付け元林整計第556号

第1 趣旨

「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定)に即し、新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の木材製品の競争力を高めるため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、原木供給の低コスト化等を通じた体質強化、原木供給の担い手である林業経営体の販売力や労働安全衛生支援の強化等を図る取組への支援を行う。また、木材製品の消費拡大を図る観点から、これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心とする建築物における木材利用を促進するため、JASの格付実績の低い構造材(無垢製材又はCLT(直交集成板))等の消費拡大に向けた普及・実証の取組、CLTを用いた建築物の普及に向けた設計・建築等の実証、木質建築部材・工法の普及・定着に向けた技術開発等並びに非住宅及び住宅の外構部の木質化の普及・実証の取組への支援を行うとともに、木材製品等の輸出促進を図る取組への支援を行う。加えて、木質新素材による新たな市場開拓に向けた実証プラントの整備や林業の生産性向上に向けた異分野の技術導入の促進・実証等の林業分野における新技術の活用を推進する取組への支援を行う。

第2 対策の内容及び事業実施主体等

1 本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

(1) 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策

合板・製材生産性強化基金事業(以下「基金事業」という。)

ア 合板・製材生産性強化基金活用事業(以下「基金活用事業」という。)

イ 基金管理運営事業

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業(以下「合板製材事業」という。)

(2) 木材製品の消費拡大対策

(3) 森林整備事業

(4) 林業経営体・林業労働力強化対策

(5) 木材製品等の輸出促進対策

(6) 林業分野における新技術推進対策

2 事業の内容及び事業実施主体等は次に定めるとおりとする。

(1) 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策：別記1

(2) 木材製品の消費拡大対策：別記2

(3) 森林整備事業：森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)のとおり(ただし、第1の1に定める森林環境保全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐、付帯施設等整備及び森林作業道整備並びに第1の3に定める森林資源循環利用林道整備事業に限る。)

(4) 林業経営体・林業労働力強化対策：別記3

(5) 木材製品等の輸出促進対策：別記4-1、別記4-2及び別記4-3

(6) 林業分野における新技術推進対策：別記5

第3 その他

本対策の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別

に定めるところによるものとする。

なお、事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るため、「男女共同参画推進指針」(平成11年11月1日付け11農産第6825号)に基づく施策の着実な推進に配慮するものとする。

附則

この通知は、平成28年10月11日から施行するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成30年2月1日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により林野庁長官が承認した体質強化計画に基づく事業のうち、この通知の施行日から当該体質強化計画の計画期間の終期までに実施を予定しているものの実施については、なお従前の例によることができるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成31年2月7日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の通知の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の通知の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

(別記1)

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策

第1 事業の内容、事業実施主体等

本事業の内容及び事業実施主体は別表1に掲げるとおりとし、事業の仕組みは次のとおりとする。

1 基金事業

- (1) 農林水産大臣は、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱(平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知)(以下「交付要綱」という。)第3第1項の規定に基づき、合板・製材生産性強化基金(以下「基金」という。)の設置・管理を行うこととして事業開始年度(平成27年度)に選定された団体(以下「基金設置団体」という。)に対して、補助金を交付する。
- (2) 基金設置団体は、(1)により交付を受けた補助金により基金を造成し、当該基金を活用して、基金活用事業に要する経費を都道府県に補助する。
- (3) 都道府県は、基金活用事業について、市町村及び事業実施主体からの申請に基づき補助を行うほか、自ら基金活用事業を実施できるものとする。

2 合板製材事業

- (1) 農林水産大臣は、交付要綱第3第2項の規定に基づき、都道府県に対して交付金を交付する。
- (2) 都道府県は、市町村及び事業実施主体からの申請に基づき補助を行うほか、自ら合板製材事業を実施できるものとする。

第2 体質強化計画等

1 体質強化計画

- (1) 都道府県知事は、他の事業及び関係機関等との十分な調整を図った上で、林野庁長官が別に定めるところにより、本文第1の趣旨を踏まえて体質強化計画を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、体質強化計画の作成に当たって、原木の需要と供給との調整や事業の円滑な実施のための調整等を行うことが必要な場合にあつては、基金活用事業及び合板製材事業を実施する地域の市町村、森林組合等の林業事業者、木材加工業者等から構成される地域連絡会議を設置することができる。
- (3) 都道府県知事は、体質強化計画について、林野庁長官が別に定める重要な変更を行う場合は、林野庁長官が別に定めるところにより、その承認を受けるものとする。
- (4) 都道府県知事は、体質強化計画について、(3)の林野庁長官が別に定める重要な変更以外の変更を行った場合には、変更後の体質強化計画を速やかに林野庁長官に報告するものとする。

2 都道府県年度事業計画

(1) 基金事業

ア 都道府県知事は、体質強化計画に基づく基金活用事業の実施に当たって、林野庁長官が別に定めるところにより、毎年度、事業の開始前に、当該年度の事業計画(以下「都道府県年度事業計画」という。)を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。

イ 林野庁長官は、アの承認後、承認した都道府県年度事業計画を基金設置団体

に通知する。

ウ 都道府県知事は、都道府県年度事業計画について、林野庁長官が別に定める重要な変更を行う場合は、林野庁長官が別に定めるところにより、林野庁長官の承認を受けるものとする。

(2) 合板製材事業

ア 都道府県知事は、体質強化計画に基づく合板製材事業の実施に当たって、林野庁長官が別に定めるところにより、毎年度、事業の開始前に、都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、都道府県年度事業計画について、林野庁長官が別に定める重要な変更を行う場合は、林野庁長官が別に定めるところにより、林野庁長官の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、都道府県年度事業計画について、イの林野庁長官が別に定める重要な変更以外の変更を行った場合には、林野庁長官が別に定めるところにより変更後の都道府県年度事業計画を速やかに林野庁長官に報告するものとする。ただし、別表1の の3の(1)、(2)及び(4)に掲げる事業は除く。

3 事業実施結果の報告

(1) 都道府県知事は、林野庁長官が別に定めるところにより、前年度に実施した基金活用事業及び合板製材事業の実施結果を林野庁長官に報告する。

(2) 林野庁長官は、(1)の報告を受けた後、当該報告のうち基金活用事業に係る内容を基金設置団体に通知する。

(3) 基金設置団体は、林野庁長官が別に定めるところにより、前年度における事業実績及び基金の管理運営に係る事業の実績をとりまとめ、林野庁長官に報告する。

4 体質強化計画の達成状況の報告

都道府県知事は、林野庁長官が別に定めるところにより、体質強化計画に定めた指標の目標値の達成状況を林野庁長官に報告する。

第3 関係機関との連携

基金事業及び合板製材事業の実施に当たって、都道府県、市町村及び事業実施主体は互いに緊密に連携し、事業を推進する。

(別記 2)

木材製品の消費拡大対策

第 1 事業の内容、事業実施主体

本事業の内容及び事業実施主体は、別表 2 のとおりとする。

第 2 事業計画

(1) 事業計画の作成及び承認等

事業実施主体は、関係機関との十分な調整を図った上で事業計画を作成し、林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、(1) に準じて行うものとする。

(3) (1) 及び (2) の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第 3 報告

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、林野庁長官に対して、本事業の実施状況を報告するものとする。

(別記 3)

林業経営体・林業労働力強化対策

第 1 事業の内容、事業実施主体

本事業の内容及び事業実施主体は、別表 3 のとおりとする。

第 2 事業計画

(1) 事業計画の作成及び承認等

事業実施主体は、関係機関との十分な調整を図った上で事業計画を作成し、林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、(1) に準じて行うものとする。

(3) (1) 及び (2) の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第 3 報告

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、林野庁長官に対して、本事業の実施状況を報告するものとする。

(別記4 - 1)

木材製品等の輸出促進対策
(高付加価値木材輸出促進緊急対策事業)

第1 事業の内容、事業実施主体

本対策のうち、高付加価値木材輸出促進緊急対策事業の内容及び事業実施主体は、別表4の のとおりとする。

第2 事業計画

(1) 事業計画の作成及び承認等

事業実施主体は、関係機関との十分な調整を図った上で事業計画を作成し、林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、(1)に準じて行うものとする。

(3)(1)及び(2)の手續の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 報告

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、林野庁長官に対して、本事業の実施状況を報告するものとする。

(別記4 - 2)

木材製品等の輸出促進対策
(高度加工処理施設整備交付金事業)

第1 事業の内容、事業実施主体等

本対策のうち、高度加工処理施設整備交付金事業の内容及び事業実施主体は別表4ののとおりとし、事業の仕組みは以下のとおりとする。

- (1) 農林水産大臣は、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱(平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第3第2項の規定に基づき、都道府県に対して交付金を交付する。
- (2) 都道府県は、市町村及び事業実施主体からの申請に基づき補助を行うほか、自ら本事業を実施できるものとする。

第2 体質強化計画等

1 体質強化計画

- (1) 都道府県知事は、他の事業及び関係機関等との十分な調整を図った上で、林野庁長官が別に定めるところにより、本文第1の趣旨を踏まえて体質強化計画を作成し、輸出促進計画を添付した上で、林野庁長官の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、体質強化計画について林野庁長官が別に定める重要な変更を行う場合は、林野庁長官が別に定めるところによりその承認を受けるものとする。
- (3) 都道府県知事は、体質強化計画について(2)の林野庁長官が別に定める重要な変更以外の変更を行った場合には、変更後の体質強化計画を速やかに林野庁長官に報告するものとする。

2 都道府県年度事業計画

- (1) 都道府県知事は、体質強化計画に基づく施設整備の実施に当たって林野庁長官が別に定めるところにより、毎年度、事業の開始前に、当該年度の事業計画(以下「都道府県年度事業計画」という。)を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、都道府県年度事業計画について林野庁長官が別に定める重要な変更を行う場合は、林野庁長官が別に定めるところにより林野庁長官の承認を受けるものとする。
- (3) 都道府県知事は、都道府県年度事業計画について(2)の林野庁長官が別に定める重要な変更以外の変更を行う場合には、変更後の都道府県年度事業計画を速やかに林野庁長官に報告するものとする。

3 事業実施結果の報告

都道府県知事は、林野庁長官が別に定めるところにより前年度に実施した本事業の実施結果を林野庁長官に報告する。

4 体質強化計画の達成状況の報告

都道府県知事は、林野庁長官が別に定めるところにより体質強化計画に定めた指標の目標値の達成状況を林野庁長官に報告する。

第3 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村及び事業実施主体は互いに緊密に連携し、事業を推進する。

(別記4 - 3)

木材製品等の輸出促進対策
(特用林産物生産施設等整備交付金事業)

第1 事業の内容、事業実施主体等

本対策のうち、特用林産物生産施設等整備交付金事業の内容及び事業実施主体は別表4の のとおりとし、事業の仕組みは以下のとおりとする。

- (1) 農林水産大臣は、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱(平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第3第2項の規定に基づき、都道府県に対して交付金を交付する。
- (2) 都道府県は、市町村及び事業実施主体からの申請に基づき補助を行うほか、自ら本事業を実施できるものとする。

第2 特用林産物輸出促進計画等

1 特用林産物輸出促進計画

- (1) 都道府県知事は、本事業の実施に当たっては、関係機関との十分な調整を図った上で、林野庁長官が別に定めるところにより本文第1の趣旨を踏まえて特用林産物輸出促進計画を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、特用林産物輸出促進計画について林野庁長官が別に定める重要な変更を行う場合は、林野庁長官が別に定めるところによりその承認を受けるものとする。
- (3) 都道府県知事は、特用林産物輸出促進計画について(2)の林野庁長官が別に定める重要な変更以外の変更を行った場合には、変更後の特用林産物輸出促進計画を速やかに林野庁長官に報告するものとする。

2 年度事業計画

- (1) 都道府県知事は、特用林産物輸出促進計画に基づく施設整備の実施に当たって、林野庁長官が別に定めるところにより毎年度、事業の開始前に当該年度の事業計画(以下「年度事業計画」という。)を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、年度事業計画について林野庁長官が別に定める重要な変更を行う場合は、林野庁長官が別に定めるところによりその承認を受けるものとする。
- (3) 都道府県知事は、年度事業計画について(2)の林野庁長官が別に定める重要な変更以外の変更を行う場合には、変更後の年度事業計画を速やかに林野庁長官に報告するものとする。

3 事業実施結果の報告

都道府県知事は、林野庁長官が別に定めるところにより前年度に実施した本事業の実施結果を林野庁長官に報告するものとする。

4 特用林産物輸出促進計画の達成状況の報告

都道府県知事は、林野庁長官が別に定めるところにより特用林産物輸出促進計画に定めた指標の目標値の達成状況を林野庁長官に報告するものとする。

第3 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村及び事業実施主体は互いに緊密に連携し、事業を推進する。

(別記 5)

林業分野における新技術推進対策

第 1 事業の内容、事業実施主体

本事業の内容及び事業実施主体は、別表 5 のとおりとする。

第 2 事業計画

(1) 事業計画の作成及び承認等

事業実施主体は、関係機関との十分な調整を図った上で事業計画を作成し、林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、(1) に準じて行うものとする。

(3) (1) 及び (2) の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第 3 報告

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、林野庁長官に対して、本事業の実施状況を報告するものとする。

別表1（別記1第1関係）

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策

事業内容	事業実施主体	補助率等
合板・製材生産性強化基金事業のうち基金活用事業		
<p>1 体質強化計画の策定 (1) 体質強化計画の策定 (2) 事業実施に必要なフォローアップ</p>	<p>(1) 都道府県 (2) 都道府県、市町村及び地域連絡会議</p>	<p>定額</p>
<p>2 木材加工流通施設等整備 (1) 木材加工流通施設等整備 間伐材等加工流通施設整備 ストックヤード整備 (2) 木材加工流通施設等整備附帯事業（(1)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等）</p>	<p>(1)及び(2) 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内</p>
<p>3 間伐材生産・路網整備等 (1) 間伐材生産 間伐材の生産 関連条件整備活動（ と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等） (2)路網整備 林業専用道（規格相当）整備 森林作業道整備 関連条件整備活動（ 又は と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p>	<p>(1) 都道府県、市町村、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。） (2) 都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内</p>

(3)高性能林業機械等の整備	(3) 都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会その他都道府県知事が認めるもの。）	定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内
合板・製材生産性強化基金事業のうち基金管理運営事業		
基金活用事業の管理及び基金の管理運営	事業開始年度（平成27年度）に選定された団体	定額
合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業		
1 体質強化計画の策定 (1) 体質強化計画の策定 (2) 事業実施に必要なフォローアップ	(1) 都道府県 (2) 都道府県、市町村及び地域連絡会議	定額
2 木材産業の体質強化対策 (1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率タイプ） 加工流通施設整備 ストックヤード整備 (2) 木材加工流通施設等整備（低コストタイプ） 加工流通施設整備 ストックヤード整備 (3) 品目転換施設整備 (4) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備 整備附帯事業（(1)～(3)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等）	(1)～(4) 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人 その他都道府県知事が認めるもの	定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内
3 原木の低コスト供給対策 (1) 間伐材生産 間伐材の生産 関連条件整備活動（ と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）	(1) 都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内

<p>(2)路網整備 林業専用道（規格相当）整備 森林作業道整備 関連条件整備活動（又はと一体的 に実施する対象森林の調査、森林所有者 の同意取付け等） 航空レーザ計測</p>	<p>(2) ~ 都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>~ 定額（林野庁長官が別に定める 基準に基づき都道府県知事が定めるもの とする。） 附帯事務費については1/2以内</p>
<p>(3)高性能林業機械等の整備</p>	<p>(2) 都道府県</p>	<p>定額</p>
<p>(4)造林 人工造林 下刈り 関連条件整備活動（又はと一体的 に実施する対象森林の調査、森林所有者 の同意取付け等）</p>	<p>(3) 都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付け を行う事業を実施するもの（林業労働力の確保の促進に関する 法律（平成8年法律第45号）第11条に基づく林業労働力確保支 援センター、森林組合連合会その他都道府県知事が認めるもの。）</p>	<p>定額（1/2以内（沖縄県については2/3以 内）で林野庁長官が別に定める基準に基 づき都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内</p>
	<p>(4) 都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>定額（林野庁長官が別に定める基準に基 づき都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内</p>

別表2（別記2第1関係）

木材製品の消費拡大対策

事業内容	事業実施主体	補助率
J A S 構造材実証支援事業 J A S 構造材（無垢製材又はC L T（直交集成板））等の普及・実証	民間団体等	定額
C L T 建築実証支援事業 1 C L T を用いた建築物の設計・建築等の実証 2 木質建築部材・工法の技術開発等	民間団体等	定額、1/2、3/10 定額
外構部の木質化対策支援事業 非住宅及び住宅の外構部の木質化	民間団体等	定額

別表3 (別記3第1関係)

林業経営体・林業労働力強化対策

事業内容	事業実施主体	補助率
林業経営体強化対策事業 体質強化計画に参画する林業経営体の経営者等への林業経営に関する研修等の実施	民間団体等	定額、1/2
林業労働力強化対策事業 体質強化計画に参画する林業経営体等への安全衛生装備・装置の導入及び研修等の実施	民間団体等	定額、1/2

別表4 (別記4 - 1第1、別記4 - 2第1、別記4 - 3第1関係)

木材製品等の輸出促進対策

事業内容	事業実施主体	補助率等
<p>高付加価値木材輸出促進緊急対策事業 付加価値の高い木材製品の輸出拡大のための販売促進活動</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>
<p>高度加工処理施設整備交付金事業 (1) 高度加工処理施設整備 (2) 高度加工処理施設整備附帯事業 ((1) の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等)</p>	<p>都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>定額 (1/2以内 (沖縄県については2/3以内) で都道府県知事が定めるものとする。) 附帯事務費については1/2以内</p>
<p>特用林産物生産施設等整備交付金事業 (1) 特用林産物生産基盤整備 (2) 特用林産物生産資材導入 (3) 特用林産物生産施設整備 (4) 特用林産物加工流通施設整備 (5) 廃床等活用施設整備 (6) 特用林産物獣害対策施設整備 (7) 附帯事業 ((1) ~ (6) の施設整備等の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)</p>	<p>都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体</p>	<p>定額 (1/2以内 (沖縄県については2/3以内) で都道府県知事が定めるものとする。) 附帯事務費については1/2以内</p>

別表5 (別記5の第1関係)

林業分野における新技術推進対策

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>I 木質新素材による新産業創出事業</p> <p>1 木質新素材による新産業創出整備事業 木質新素材の実証プラントの整備</p> <p>2 木質新素材による新産業創出実証事業 1と併せて行う木質新素材の製造技術の実証</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>
<p>II 森林づくりへの異分野技術導入・実証事業</p> <p>1 異分野技術導入・実証</p> <p>(1) 森林施業のコスト低減や作業の省力化 ・安全性の向上などを目的とした異分野 技術・ノウハウ・ビジネスモデルの実証</p> <p>(2) (1)の実施者の公募や進捗管理、指導、 評価・広報など本事業全体の統括・運営 に関する業務</p> <p>2 リモートセンシング研修 造林現場に特化したドローン撮影や面積 測定等の研修カリキュラム等の作成と研修 の試行</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>